

新型コロナウイルス感染症発生時の大津市保健所の調査について(介護施設・事業所向け)

大津市内の介護施設・事業所において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した際には、大津市保健所が感染症法に基づく積極的疫学調査を実施します。

また、患者の所在地が大津市以外の場合（職員・出入り業者等）には、患者が所在する自治体の保健所から依頼を受け、調査を行います。

この調査に関する大津市保健所の対応の流れは以下の通りです。調査を確実かつ円滑に実施するためにご協力をお願いいたします。

1 施設・事業所に対する積極的疫学調査の実施

【調査の前にご準備いただくこと】

- 施設・事業所の見取り図（事務室等の職員座席表を含む）をご用意ください。
- 患者が職員のと看：当該職員の発症前2週間の勤務状況、業務内容、行動歴・接触歴の分かるもの。発症2日前以降の介護内容の分かるケア記録等（当該職員が、いつ、どの利用者に、どのような介護を行ったか。また、それぞれの介護場面での防護策内容 例：〇月〇日・利用者Aへの朝食介助時サージカルマスク及び手袋着用、〇月〇日・利用者Bへのオムツ交換時サージカルマスク・手袋・使い捨てエプロン着用等）。発症2日前以降の事務室や休憩室での職員同士の接触状況。
- 患者が利用者のと看：当該利用者の発症前2週間の行動歴・接触歴の分かるもの（例：受診、面会、等）。発症2日前以降のケア記録（特に食事介助、排泄介助（オムツ交換）、入浴介助、口腔ケア、にどの職員がどのような防護策をとって介護にあたったか）、及び食堂・デイルーム等での座席配置。
- 保健所との連絡窓口担当者を決めてください。

【主な調査】

- ① 接触者調査：上記「患者が職員のと看」又は「患者が利用者のと看」の内容や、施設・事業所の見取り図、フロアの状況、座席の配置等を確認して、濃厚接触者を決定します。
- ② 消毒指導：患者の行動範囲や職場環境を確認して、環境を介した感染拡大を防ぐために、アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム等による消毒が必要な場所について指導します。

※ 保健所は消毒場所や消毒方法を指導します。消毒の実施は各施設・事業所で実施していただきます。

※ 患者の感染可能期間：感染症を疑う症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など）を呈した2日前から隔離開始までの間を言います。

※ 濃厚接触者とは：患者の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者を言います。

- ・患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護具なしに患者を診察、看護、もしくは介護していた者
- ・患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

2 濃厚接触者への対応(今後、疫学的所見等に関する新たな知見に伴い変更される場合があります。)

- ① 濃厚接触者となった職員に対して、最終接触日から2週間の自宅待機をお願いすることになります。
- ② 入所施設・入居系事業所の場合、濃厚接触者となった利用者に対して、施設内ゾーニング及び介護職員の感染防護策を施した上で、最終接触日から2週間の健康観察を行っていただくことになります。
- ③ 保健所が指定した濃厚接触者のリストの作成をお願いします。（氏名、生年月日、年齢、住所、

電話番号)

- ④ 濃厚接触者に対する健康観察(職員・利用者共):毎日の検温結果を勤務先で取りまとめの上、大津市保健所に毎日報告してください。
- ※ 施設・事業所が独自の判断で、濃厚接触者や濃厚接触者以外の人に在宅勤務を指示したり、観察期間を延ばしたりすることについては、保健所は関与できません。

大津市保健所 保健予防課 感染症対策係
電話 (077) 522-7228